

栃木県公報

令和 4 (2022)年 3月23日(水) 号 外 第 9 号

目	次

条 例

○栃木県水源地域保全条例の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○地方独立行政法人栃木県立岡本台病院への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例の制定	8
○栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定	9
○地方独立行政法人栃木県立岡本台病院の設立に伴う関係条例の整理	10
○職員の育児休業等に関する条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	15
○栃木県手数料条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○栃木県個人情報保護条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
○栃木県青少年健全育成条例及び健康長寿とちぎづくり推進条例の一部改正	22
○栃木県民生委員定数条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	25
○学校職員定数条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
○栃木県公立学校職員給与条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正	27
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
○栃木県議会委員会条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
○栃木倶議会の会期に関する条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県水源地域保全条例の制定(栃木県条例第3号)

水源地域の保全に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、水源地域の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

- 1 定義(第2条関係)
 - この条例における「水源地域」及び「土地所有者等」の意義を定めることとしました。
- 2 基本理念 (第3条関係)
 - (1) 水源地域の保全は、森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、社会全体で森林の保全が図られるよう推進されなければならないこととしました。
 - (2) 水源地域の保全は、県民をはじめ流域で生活する全ての人が水を通じて森林の恩恵を享受していることに鑑み、森林の有する水源の涵養の機能の維持及び増進が図られるよう推進されなければならないこととしました。
- 3 県の責務(第4条関係)
 - (1) 県は、森林の現状の把握に努めるとともに、水源地域の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。
 - (2) 県は、水源地域の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民、事業者及び水源地域内の森林の土地所有者等と連携するよう努めるものとすることとしました。
- 4 県民、事業者及び水源地域内の森林の土地所有者等の責務
 - (1) 県民は、水源地域の保全に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとすることとしました。(第5条関係)

- (2) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、水源地域の保全について十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとすることとしました。(第6条関係)
- (3) 水源地域内の森林の土地所有者等は、水源地域内の森林が水源の涵養の機能をはじめとする公益的機能を有することを認識するとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとすることとしました。(第7条関係)
- 5 市町村及び国との連携等
 - (1) 県は、市町村と連携して水源地域の保全に関する施策を効果的に実施するとともに、市町村が実施する地域の実情に応じた水源地域の保全に関する施策について、技術的な助言、情報の提供その他の必要な協力を行うものとすることとしました。(第8条関係)
 - (2) 県は、水源地域の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国と連携するよう努めるとともに、水源地域の保全を図るため必要があると認めるときは、国に対し、必要な措置をとることを求めることができることとしました。(第9条関係)
- 6 水源地域の保全に関する施策等
 - (1) 啓発活動(第10条関係)
 - (2) 水源地域の指定(第11条関係)
 - (3) 相談及び情報提供等(第12条関係)
 - (4) 所有権等の移転等の事前届出 (第13条関係)
 - (5) 市町村長への通知等(第14条関係)
 - (6) 立入調査等(第15条関係)
 - (7) 助言(第16条関係)
 - (8) 勧告(第17条関係)
 - (9) 公表 (第18条関係)
 - (10) 市町村の条例との関係 (第19条関係)
 - (11) 過料(第20条関係)
- 7 施行期日

この条例は、令和4 (2022) 年4月1日から施行することとしました。ただし、6 の(4)~(1)は、令和5 (2023) 年4月1日から施行することとしました。

- ◇地方独立行政法人栃木県立岡本台病院への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例の制定(栃木県条 例第4号)
- 1 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院の成立の際、当該地方独立行政法人に職員を引き継ぐ県の内部組織は、栃木県立岡本台病院とすることとしました。
- 2 この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。
- ◇栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定(栃木県条例第5号) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。
- 1 定義(第2条関係)
 - この条例における「障害者」、「社会的障壁」、「障害の特性に応じたコミュニケーション手段」及び「意思疎通支援者」の意義を定めることとしました。
- 2 基本理念(第3条関係)
 - (1) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障害者の自立及び社会参加のためには社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮が重要であるとの認識の下に行われなければならないこととしました。
 - (2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての障害者が、言語(手話を含む。) その他の意思疎通を図るための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用の ための手段についての選択の機会の拡大が図られることが重要であるとの認識の下に行われなければならないこととしました。
- 3 県の責務及び県と市町村との協力
 - (1) 県は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び 実施する責務を有することとしました。 (第4条関係)
 - (2) 県及び市町村は、それぞれが実施する障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関す

る施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとすることとしました。 (第5条関係)

- 4 県民及び事業者の責務
 - (1) 県民は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する理解を深めるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとすることとしました。(第6条関係)
 - (2) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために必要な配慮をするよう努めるとともに、県及び市町村が実施する障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとすることとしました。(第7条関係)
- 5 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策等
 - (1) 学校教育の分野における利用の促進(第8条関係)
 - (2) 県民に対する啓発活動等(第9条関係)
 - (3) 県民及び事業者が行う活動への支援(第10条関係)
 - (4) 意思疎通支援者等の養成等(第11条関係)
 - (5) 県政等に関する情報の取得の円滑化(第12条関係)
 - (6) 災害時等における連絡体制の整備等(第13条関係)
 - (7) 財政上の措置(第14条関係)
- 6 施行期日

この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。

◇地方独立行政法人栃木県立岡本台病院の設立に伴う関係条例の整理(栃木県条例第6号)

- 1 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院の設立に伴い、次の条例について所要の規定の整備をするとともに、栃木県病院事業の設置等に関する条例を廃止することとしました。
 - (1) 職員の給与に関する条例(第9条の3、第18条及び別表第5関係)
 - (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例(第2条、第22条及び第23条関係)
 - (3) 栃木県手数料条例(別表第1関係)
 - (4) 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な使用の許可及び廃止に関する条例(別表第1関係)
 - (5) 栃木県職員定数条例(第2条関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (栃木県条例第7号)

- 1 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和すること等のため、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条、第25条、第29条及び第30条関係)
- 2 この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第8号)

- 1 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。 (別表第 2関係)
- 2 この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第9号)

- 1 行政書士試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- 2 高圧ガスの製造保安責任者試験及び販売主任者試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- 3 電気工事士免状の書換え手数料の額を引き上げることとしました。
- 4 保安確保機器の設置及び管理の方法の認定申請手数料の額を引き下げることとしました。
- 5 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更許可申請手数料の額を引き下げることとしました。
- 6 液化石油ガス設備士試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
- 7 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の制定に伴い、畜舎建築利用計画の認定申請手数料及び変更 認定申請手数料並びに認定畜舎等の仮使用の認定申請手数料を新設することとしました。
- 8 宅地建物取引士資格試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。(以上別表第1関係)
- 9 施行期日等
 - (1) この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県個人情報保護条例の一部改正 (栃木県条例第10号)

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条、第6条、第44条及び第53条関係)
- 2 この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県青少年健全育成条例及び健康長寿とちぎづくり推進条例の一部改正(栃木県条例第11号)

- 1 民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(栃木県青少年健全育成条例第2条及び第33条の2並びに健康長寿とちぎづくり推進条例第14条関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県民生委員定数条例の一部改正 (栃木県条例第12号)

- 1 民生委員の定数を改定するため、所要の規定の整備をすることとしました。(本則関係)
- 2 この条例は、令和4(2022)年12月1日から施行することとしました。

◇栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正 (栃木県条例第13号)

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第6条関係)
- 2 この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。

◇都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正(栃木県条例第14号)

- 1 都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域において開発行為を行うことができる区域として条 例で指定する区域について、所要の規定の整備をすることとしました。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。

◇学校職員定数条例の一部改正 (栃木県条例第15号)

- 1 学校職員の定数を次のとおりとすることとしました。(第3条関係)
- (1) 県立学校職員 4,833人
- (2) 市町村立学校職員 11,451人
- 2 この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県公立学校職員給与条例の一部改正(栃木県条例第16号)

- 1 へき地手当等に係るへき地等学校の指定及び級別区分を変更することとしました。 (別表第3関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和4 (2022) 年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正 (栃木県条例第17号)

- 1 栃木県総合運動公園東エリアの屋内水泳場の使用料の額を改定することとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、令和4 (2022) 年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県警察関係手数料条例の一部改正 (栃木県条例第18号)

- 1 道路交通法の一部改正に伴い、運転技能検査手数料の新設等をすることとしました。(第7条及び第8条 関係)
- 2 この条例は、一部を除き、令和 4 (2022) 年 5 月13 日から施行することとしました。

◇栃木県議会委員会条例の一部改正 (栃木県条例第19号)

- 1 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害の発生若しくはその他特別の事情により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、当該委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)によって、委員会に参加させることができることとしました。(第13条の2関係)
- 2 オンラインによって参加する委員がある場合は、秘密会とすることができないこととしました。 (第17条 関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正 (栃木県条例第20号)

- 1 令和4 (2022) 年4月1日から令和5 (2023) 年3月31日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。 (別表関係)
- 2 この条例は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。

次に掲げる条例をここに公布する。

- 栃木県水源地域保全条例
- 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例
- 栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 2 8
- 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院の設立に伴う関係条例の整理に関する条例 44 55 66 67 77 110 111 112 113 114 114 115 116 116 117
 - 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 栃木県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 栃木県青少年健全育成条例及び健康長寿とちぎづくり推進条例の一部を改正する条例
- 栃木県民生委員定数条例の一部を改正する条例
- 栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例
- 管理及び使用料条例の一部を改正する条例 栃木県体育施設設置、
- 栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
 - 栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例
- 栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

令和4年3月23日

町 \mathbb{H} 油 栃木県知事

析木県条例第3号

栃木県水源地域保全条例

関東平野を潤す栃木県の豊かな水は、森林から生まれ、河川水や地下水となり、多様な自然環境を形成し、また、様々な産業の発展の基礎となり、 多彩な文化を生み、私たちの生活に豊かさや潤いをもたらしてきた。

県土の保全、地球温暖化の防止といった公益的機能の発揮を通じ 森林は、木材や林産物を生産する経済活動の場となっているほか、水源の溜養、 て、私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらしている。

このような、水のふるさとといえる栃木県の森林は、地域のつながりの中で守られ、たゆみない努力を重ねて創り上げられてきたものである。 森林の有する水資源の貯留、洪水の緩和、水質の浄化といった水源の涵養の機能は、栃木県の大地を潤す農業用水やきれいな飲料水を育み、 全国でも屈指のものづくり県としての製造業を支えてきた。

ここに、私たちは、県民共有の財産である水源地域の森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、水源地域の森林の重要性を共有し、適切に しかしながら、近年、我が国においては、利用目的が明らかでない森林の買収が相次ぎ、荒廃森林の増加や水資源の枯渇が懸念されている。 保全していくことを決意し、この条例を制定する。

水曜日

- 基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、水源地域の保全に関する施策の基本となる 事項を定めることにより、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、もって森林の有する水源の涵養の機能の維持及び増進に寄与すること この条例は、水源地域の保全に関し、 目的とする。 第1条
- 第11条第1項の規定により指定された地域をいう。 なば、 第2条 この条例において「水源地域」
- とは、土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利であって規則で定めるもの(以下「所有権等」 この条例において「土地所有者等」 という。)を有する者をいう。

- 第3条 水源地域の保全は、森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、社会全体で森林の保全が図られるよう推進されなければならない。
- 水源地域の保全は、県民をはじめ流域で生活する全ての人が水を通じて森林の恩恵を享受していることに鑑み、森林の有する水源の涵養の機能の 維特及び増進が図られるよう推進されなければならない。 \circ

(県の責務)

- 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林の現状の把握に努めるとともに、水源地域の保全に関する施策を総合 的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 事業者及び水源地域内の森林の土地所有者等と連携するよう努 県民、 及び実施するに当たっては、 県は、水源地域の保全に関する施策を策定し、 めるものとする。

(県民の責務)

基本理念にのっとり、水源地域の保全に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力 するよう努めるものとする。 県民は、

(事業者の責務)

その事業活動を行うに当たっては、水源地域の保全について十分配慮するとともに、県及び市町村が実施す る水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。 事業者は、基本理念にのっとり、

(水源地域内の森林の土地所有者等の責務)

(市町村との連携等)

- H) **第7条** 水源地域内の森林の土地所有者等は、基本理念にのっとり、水源地域内の森林が水源の涵養の機能をはじめとする公益的機能を有すること[、] 認識するとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 市町村が実施する地域の実情に応じた水源地域の保全に 県は、市町村と連携して水源地域の保全に関する施策を効果的に実施するとともに、 関する施策について、技術的な助言、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。
- **第9条** 県は、水源地域の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国と連携するよう努めるとともに、水源地域の保全を図るため必要があると認めるときは、国に対し、必要な措置をとることを求めることができる。
- 必要な啓発活 県民、事業者及び水源地域内の森林の土地所有者等が水源地域の保全の重要性について理解を深めることができるよう、 動を行うものとする。 第10条 県は、

号外第9号

(水源地域の指定)

水源地域と 又は保全する必要があると認められる森林の存する区域を、 知事は、水源の涵養の機能の維特及び増進を図るため適正に利用し、 して指定することができ、

(7)

- あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。 知事は、水源地域を指定しようとするときは、
- あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆 とするときは、 水源地域を指定しよう の縦覧に供しなければならない。
- 規則で定めると 同項の縦覧期間満了の日までに、 前項の規定による公告があったときは、当該区域内の森林の土地所有者等及び利害関係人は、 ろにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。 4
- 水源地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。 D
- 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。 9
- 第2項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(相談及び情報提供等)

知事は、水源地域内の森林の適正な利用及び保全について水源地域内の森林の土地所有者等からの相談に応ずるとともに、水源地域の保全を 第12条

図るため必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。 (所有権等の移転等の事前届出)

- 当該土地売買等契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定 する民有林の土地所有者等(以下「水源地域内土地所有者等」という。)は、当該民有林の土地の所有権等を移転又は設定する契約(規則で定める 第13条 水源地域内の森林のうち森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定 ものに限る。以下「土地売買等契約」という。)を締結しようとするときは、 めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 土地売買等契約の当事者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

県

公

報

木

栃

- (2) 土地売買等契約を締結しようとする年月日
- (3) 土地売買等契約に係る土地の所在及び面積
- (4) 土地売買等契約に係る土地の所有権等の種別及び内容
- 土地売買等契約に係る土地の所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的 (2)
- 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
- (1) 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他規則で定める法人であるとき。
- 土地の利用目的が、水源地域の保全に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、公益性を有するものであって規則で定めるものであると (2)
 - (3) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。
- 水源地域内土地所有者等は、第1項の規定による届出をした後、土地売買等契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更が 速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (市町村長への通知等) 生じたときは、
- 第14条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、速やかに、その内容を関係市町村の長に通知するものとする。
- 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることがで

(立入調査等)

- この条例の施行に必要な限度において、水源地域内土地所有者等に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に水源地域内 Ś の土地に立ち入り、当該土地の利用が水源地域の保全に及ぼす影響を調査させ、若しくは関係者に質問させることができ 知事は、 第15条
 - 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 $^{\circ}$
 - 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 \mathfrak{C}

森林整備課)

(8)

(助計

- 当該届出をした水源地域内土地所有者等に対し、水源地域の保全を図る 第16条 知事は、第13条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、 ため必要な事項について助言を行うことができる。
- 当該届出に係る土地売買等契約によ 第13条第1項又は第3項の規定による届出をした水源地域内土地所有者等は、前項の助言を受けたときは、
- 所有権等の移転又は設定を受けようとする者に対し、当該助言の内容を伝達するものとする。 知事は、必要があると認めるときは、第13条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地売買等契約により所有権等の移転又は設定を受けよう とする者に対し、直接に、第1項の事項について助言を行うことができる。

(勧告)

- 水源地域の保全を図るため必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置をとる べきことを勧告することができる。 知事は、
- 1) 第13条第1項又は第3項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (3) 第15条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表 第18条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、 することができる。
- 当該勧告を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与え 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、 なければならない。

(市町村の条例との関係)

第19条 市町村が定める水源地域の保全に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものとして知事が認めるときは、当該市町村の区域を 指定し、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。

(過季)

- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- (1) 第13条第1項又は第3項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 (3)
- (3) 第15条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

所 列

(規則への委任)

- 令和4年4月1日から施行する。ただし、第13条から第20条までの規定は、令和5年4月1日から施行する。 この条例は、
 - 第13条の規定は、令和5年5月1日以後に土地売買等契約を締結しようとする水源地域内土地所有者等について適用する。

栃木県条例第4号

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例

地方独立 第6条の規定による廃止前の栃木県病院事 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の条例で定める県の内部組織は、 行政法人栃木県立岡本台病院の設立に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年栃木県条例第6号)

第3条の表に規定する栃木県立岡本台病院とする (昭和41年栃木県条例第51号) 業の設置等に関する条例

宝

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県条例第5号

栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

(国的)

- 県民及び事業者の責務を明らか にするとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害の特性に応じ たコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互 第1条 この条例は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県、 に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
- この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称す る。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、 この条例において「社会的障壁」 行、観念その他一切のものをいう。 0
- この条例において「障害の特性に応じたコミュニケーション手段」とは、手話、点字、要約筆記(口述を要約して文字により表示することをい う。以下同じ。)、触手話(手話を行っている者の手に触れることにより意思疎通を行うことをいう。)、指点字(点字用のタイプライターを使用 表情、身振り、手振り、 は絵若しくは図形の提示、情報通信機器の利用その他の障害者が他人との意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段をいう。 する際の手の動作で相手の手に触れることにより意思疎通を行うことをいう。)、筆談、代筆、代読、平易な表現、
 - 的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第6号に規定する意思疎通支援をいう。)、盲ろう者(視覚障害及び聴覚障害を併 せ有する者をいう。)向けの通訳若しくは介助、点訳(文字を点字に訳すことをいう。)、代筆、代読又は音声訳(文字、図形等を音声を用いて表 この条例において「意思疎通支援者」とは、手話通訳、要約筆記、失語症を有する者向けの意思疎通支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合 すことをいう。)を行う者その他の障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した意思疎通を支援する者をいう。

報

- 障害者の自立及び社会参加のためには社会的障壁の除去の実施についての必要 かつ合理的な配慮が重要であるとの認識の下に行われなければならない。 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、
- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての障害者が、言語(手話を含む。)その他の意思疎通を図るための手段につい ての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが重要であるとの認識の下に 行われなければならない。

(県の責務)

- 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を 総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (県と市町村との協力)
- 県及び市町村は、それぞれが実施する障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策が円滑かつ効果的に推進される 相互に連携を図りながら協力するものとする。 る条

障害福祉課)

- 基本理念にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する理解を深めるよう努めるとともに、 市町村が実施する障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために必要な配慮をするよう努めるとともに、県及び市町村が実施する障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施 策に協力するよう努めるものとする。

(学校教育の分野における利用の促進)

(県民に対する啓発活動等)

- 県は、学校教育の分野において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。
- 9条 県は、県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めること ができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努めるものとする。
- 県は、意思疎通支援者と連携し、障害者及びその保護者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用するために必要な知識及び技能を習
 - 得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。 (県民及び事業者が行う活動への支援)
- 県は、県民及び事業者が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動を支援するため、相談体制の充実、 の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意思疎通支援者等の養成等)

県は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用が円滑に行われるよう、意思疎通支援者及びその指導者の養成のための研修の実施 その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県政等に関する情報の取得の円滑化)

- 県は、障害者が県政等に関する情報を円滑に取得することができるようにするため、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して 県政等に関する情報を発信するよう努めるものとする。
- 他人との意思疎通を円滑に行うことができるよう、障害者の家族及び障害者を支援する者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。 県は、市町村その他関係機関と連携し、災害その他非常の事態の場合において、障害者が必要な情報を取得するとともに、避難所等において (災害時等における連絡体制の整備等)
- 第14条 県は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を 講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

令和4年4月1日から施行する。

栃木県条例第6号

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院の設立に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

(11)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。 ₩ 第一

띰 改

(初任給調整手当)

篒

あっては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に 経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号 に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものに あっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあって に掲げる職に係るものに 掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を は採用の日から15年以内、第3号_ 当として支給する。 の条の3

 $(1) \cdot (2)$

2 即 2 立に 均ける 職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、 2,500円 月額 で人事委員会規則で定めるもの

ന $^{\circ}$ (宿日直手当)

その勤務1回につ を超えない範囲内で任命権者がその勤務の内容に応じ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、 て定める額を宿日直手当として支給する。 き、7,400円 第18条

 $^{\circ}$

(第5条関係) 級別基準職務表 別表第5 アーウ

医療職給料表(1)級別基準職務表 Н

職務の級 2 殺 密 基準となる職務 主査又は係長の職務 密 \mathcal{O} Η 職務の級 2数 密

出 改

(初任給調整手当

温

当該各号 に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものに は採用の日から15年以内、第3号及び第4号に掲げる職に係るものに あっては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に 掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を 経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手 あっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあって 第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、 当として支給する。

 $(1) \cdot (2)$

看護師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の 補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 10,000円 額 (3)

○、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会相目です。○ 本書を目会相目です。○ 本書を目の相目になる。○ 本書を目の相目になる。 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、 月額 2,500円 で人事委員会規則で定めるもの (4)

က

(宿日直手当)

第18条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につ き、2万1,000円を超えない範囲内で任命権者がその勤務の内容に応じ て定める額を宿日直手当として支給する。

(第5条関係) 級別基準職務表 別表第5

アーウ

Н

医療職給料表(1)級別基準職務表

基準となる職務 医療機関の医長又は科長の職務 主査又は係長の職務 密 α 1 2 \vdash

ら 形文	3 出先機関	の長、次長又は部長の職務	S 数	3 医療機関の部皮叉は医務局皮の職務 4 健康福祉センターの長 又は部長の職務
4 殺	1 略 2 困難な業務を行う出先機関	すう出先機関 の長の職務	4 殺	1 略 2 医療機関の長の職務 3 困難な業務を行う健康福祉センターの長の職務
オ 略カ 医療罪	略 医療職給料表(3)級別基準職務表	職務表	才 略 力 医療耶	略 医療職給料表(3)級別基準職務表
職務の級		基準となる職務	職務の級	基準となる職務
盤			盤	
5級	1 係長 2~4 略	の職務	5 殺	 係長又は看護師長の職務 2~4 略
智			盤	
次の表	の改正前の欄に掲げ、改	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 改 正 後	下線で示すよび	いに改正する。 故正前
(特殊勤務手当 第2条 特殊勤務 (1)~(13) 略 (14)~(17) 略 第22条及び第23条	(特殊勤務手当の種類) 条 特殊勤務手当の種類は、 1)~(13) 略 (4)~(17) 略 (条及び第23条 削除	勤務手当の種類 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (13) 略 (17) 略 (以第23条 削除	(特殊勤務手当の (1)~(13) 略 (14) 夜間業務 (15)~(18) 略 (15)~(18) 略 ((15)~(18) 略 (夜間業務手当) 第22条 夜間業務 (職員の勤務時 1号)第6条の ※の一端マはか。	(特殊勤務手当の種類)条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。1)~(13) 略[4) 夜間業務手当(5)~(18) 略(夜間業務手当)(夜間業務手当)(藤員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第(時) 第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)による勤(6) 第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)による勤(6) 第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)による勤
			2	(1 & 1 cm & 2 cm m cm m cm m cm m cm cm

		(ર	
		第23条 削除	
(栃木県手数料条例の一部改正) 条 - 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲け	fを次のよう fる規定にT)の一部を次のように改正する。 欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改 正 後		以	温
(第2条、第3条、第5条関係)		別表第1(第2条、第3条、第5条関係)	(条)
事 務		事務	金額
器		1~124 略	
栃木 1・2 略		125 栃木県立岡本台病院又は栃木	1・2 路
県精神保健福祉センターが依頼		県精神保健福祉センターが依頼	3 <u>死亡診断書の交付</u> 1通につ
に基つき実施する診断書入ば証 明書の交付		に基づき美施する診断書又は証明書の交付 明書の交付	4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
<u> </u>		126~517 路	
		備考略	
(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な使用の割・条 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な使用-る。 かの表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ	<u> </u>	使用の許可及び廃止に関する条例の一部改正) 的な使用の許可及び廃止に関する条例(昭和39年栃木県条例第2号) 欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	(例第2号) の一部を次のように改正
改正後		亚 杂	温
(第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
公 の 施 設 期	噩	公の施設	単
		栃木県立岡本台病院	10 年
木 県 立 図 書 館 10	争	析木県立図書館	10 年
(栃木県職員定数条例の一部改正) 5条 栃木県職員定数条例(昭和51年栃木県条例第2号)の一次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げ	- 部を次の』 げる規定にT	 号)の一部を次のように改正する。 欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後		亚 杂	
(職員の定数)		(職員の定数)	

第2条 職員の定数は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 5,381人	5
(2)~(7) 略 2·3 略	<u>1 构応事業沢計で結サダス井られる職員 1/9人</u> (2)~(1) 略 2・3 略
(栃木県病院事業の設置等に関する条例の廃止) 第6条 栃木県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年栃木県条例第51号)は、	・) は、廃止する。
断 則1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係る第6条の規定による 況説明書類の作成については、なお従前の例による。	6条の規定による廃止前の栃木県病院事業の設置等に関する条例第9条の規定による業務状(保健福祉課)
	例 2号)の一部を次のように改正する。 掲げる規定に下線で示すように改正する。
改 正 後	改 正 前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員 とする。 (1)・(2) 略 (3) かのいずれかに該当する非覚勘職員以外の非常勘職員	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員 とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勘職員以外の非常勘職員
(グング) ないでは、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに	(グ) 次(グ) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大
(7) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到	(4) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到
達日」という。) (第2条の4に規定する場合に該当する場合に あっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新され	達日」という。) (第2条の4に規定する場合に該当する場合に あっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新され
る場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び <u>引き続い</u> て任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用さ	る場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び <u>特定職に</u> 引き続き
いことが明らかでない非常勤職員	いことが明らかでない非常勤職員
型 (V)	型 (V)

(15)

(部分休業をすることができない職員)

第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員

(1) 略

とする。

項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則 で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1 職員等」という。)を除く。

盤

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

当該職員又はその配偶 者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たとき は、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせる とともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するため 任命権者は、職員が当該任命権者に対し の面談その他の措置を講じなければならない。 第29条

当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならな 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、

(勤務環境の整備に関する措置)

任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにする 次に掲げる措置を講じなければならない 第30条 ため、

職員に対する育児休業に係る研修の実施

育児休業に関する相談体制の整備 (2)

その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 (3)

宝

令和4年4月1日から施行する。 この条例は、

栃木県条例第8号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(部分休業をすることができない職員)

第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員

とする。

(2) 次のいずれにも該当する (1) 略

項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。) 非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1

勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 $V \neq$

則で定める非常勤職員

盤 第28条

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年栃木県条例第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

ひくれに でくばい	アイン・サノに交上しる。
故 正 後	改 正 前
別表第2 (第2条関係)	別表第2 (第2条関係)
1~28 略	1~28 略
29 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号。以下この項におい	29 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下この項におい
て「法」という。)及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年	て「法」という。)
厚生省令第14号。以下この頃において「省令」という。)に基づく事	に基づく事
務のうち、次に掲げるもの	務のうち、次に掲げるもの
(1)~(15) 略	(1)~(15) 路
(16) 省令第1条の4の規定による届出の受理等	
(17) 省令第14条の4の規定による届出の受理等	
30~31 略	30~31 略

画

逶

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(行政改革 I CT推進課)

栃木県条例第9号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		金額		7,000円		こ種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300円 (電子情報処理組織により受験) (電子情報処理組織により受験) (電子情報処理組織により受験) (重子情報処理組織により受験) (
改正前	(第2条、第3条、第5条関係)	務		行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条第2項の規定に基づく行政書上試験の施行	2	6 高圧ガス保安法施行令第18条 1 乙種 第2項第1号の規定に基づく高 造保 圧ガス保安法第31条第2項に規 (電子
	別表第1(第2	#	1~7 略	∞	802~255 略	256 無 出
※	(条)	金額		10,400円		1 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 11,600円 (電子情報処理組織により受験
班 郊	別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)	事務	1~7 略	8 行政書士法(昭和26年法律第 4号)第3条第2項の規定に基 づく行政書士試験の施行	802~255 路	256 高圧ガス保安法施行令第18条 第2項第1号の規定に基づく高 圧ガス保安法第31条第2項に規

施施・大の製造保安責任者試験の実施	願書を提出する場合にあって は、11,100円) 2 丙種化学責任者就験 10,300円 (電子情報処理組織により受験 顧書を提出する場合にあって は、9,800円) 3 乙種機械責任者就験 11,600円 (電子情報処理組織により受験 顧書を提出する場合にあって は、11,100円) 4 第二種冷凍機械責任者免状に係る製 係る製造保安責任者就験 11,600円(電子情報処理組織により受験 係る製造保安責任者就験 11,600円(電子情報処理組織に より受験願書を提出する場合に あっては、11,100円) 5 第三種冷凍機械責任者免状に 係る製造保安責任者就験 11,600円(電子情報処理組織に より受験願書を提出する場合に あっては、11,100円) 5 第三種冷凍機械責任者免状に 係る製造保安責任者就験	(左) でする製造保安責任者試験の実施	願書を提出する場合にあって は、8,800円) こ 丙種化学責任者執験 8,700円 (電子情報処理組織により受験 願書を提出する場合にあって は、8,200円) 3 乙種機械責任者免状に係る製 (電子情報処理組織により受験 順書を提出する場合にあって は、8,800円) (電子情報処理組織により受験 願書を提出する場合にあって は、8,800円) 係る製造保安責任者試験 9,300円 (電子情報処理組織により受験 係る製造保安責任者試験 り,300円 (電子情報処理組織により受験 係る製造保安責任者試験 り,300円 (電子情報処理組織により受験順書を提出する場合に あっては、8,800円) 5 第三種冷凍機械責任者試験 より受験願書を提出する場合に あっては、8,800円) 5 第三種冷凍機械責任者試験 たる製造保安責任者試験	
257 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	一 注 必 す 一 注 処 す 種 任 理 る 種 仕 理 る 題 者 雑 場 題 者 雑 場 聞 者 雑 場	257 高圧ガス保安法第31条第2項 の規定に基づく販売主任者試験 の実施		
258~272 略 273 電気工事士法施行令第5条の 規定に基づく電気工事士免状の 書換え	2,700円	258~272 略 273 電気工事士法施行令第5条の 規定に基づく電気工事士免状の 書換え	2,100円	

	平 5 / 1 Z 5 日	ラバオック	(13
	TOMES IN ACTIVITIES		
	- 18 - 18 - 1점 기상 기기 - 19 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18	(本)	
会等における作業の能率の向上 に貸する模様替をする場合に あっては当該模様替に係る部分 の床面積の2分の1。以下この 項において同じ。)の合計が30 平方メートル以内の場合 9,000			· · ·
		395	項第4号に掲げる事項の変更に

								7,000円		
			406~421 略	422 建築基準法 (昭和25年法律第 略 201号) 第6条第1項 (同法第 07条第1項 第67条の17時	8/条第1項、第8/条の4×43条88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の		422の2~473 略	474 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引	- 1 宣作に終いる 2 m - 475~517 - 略	Мп
増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積、特例畜舎等にする部分の床面積、特例畜舎等に 係る認定を受けた畜舎建築利用計画を変更することにより当該特例 富舎等の床面積の合計が3,000平方メートルを超える場合にあっては当該計画の変更後の床面積(建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた部分がある場合にあっては当該確認に係る部分の床面積を控除した面積))の合計に応じ、前項の右欄に規定する金額	120,000円							8,200円		
係るものに限る。)の申請に対 する審査	6 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項の 規定に基づく認定の申請に対する審査	397から405まで 削除	略	建築基準法 第 6 条第 1 項 (同法第 条 2 1 項 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	8/余寿 1 頃、寿8/条の 4 太は寿88条第 1 頃若しくは第 2 頃において進用する場合を含む。)の	規定に基づく確認の申請に対す る審査	422の2~473 略	474 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引	験の米過	1

- 所別 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 この条例の施行の日前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。 7

次

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若 しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって

この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、

の各号のいずれかに該当するものをいう。

第2条 略

2

(定義)

温

띰

改

は認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)

栃木県条例第10号

栃木県個人情報保護条例の一部を改正する条例

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 の一部を次のように改正する。 栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)

篒 띰 改

(定義)

2条 密

- 次 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、 の各号のいずれかに該当するものをいう。
- に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用い (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若 しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって て表された一切の事項(個人識別符号(個人情報の保護に関する法律 第2条第 に規定する個人識別符号をいう。以 は認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) 以下「個人情報保護法」という。 (平成15年法律第57号。

下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別 することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより 特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

3~10 點

(収集の制限)

第6条

 $_{\odot}$

- 個人情報を収集するときは、本人から収集しなければな らない。ただし、次の各号のいずれか(特定個人情報にあっては、 号)に該当するときは、この限りでない。 実施機関は、
- $(1) \sim (6)$
- (4) 国、独立行政法人等(個人情報保護法第2条第9項

法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法 人から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利 利益を不当に侵害するおそれがないとき。

$(6) \cdot (8)$

盤 4

に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用い て表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報 下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別 することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより 個人情報を収集するときは、本人から収集しなければな の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報 <u>保護法」という。) 第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。以 らない。ただし、次の各号のいずれか(特定個人情報にあっては、 特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 号)に該当するときは、この限りでない。 実施機関は、 (収集の制限) 盤 $(1) \sim (6)$ $(6) \cdot (8)$ 第6条 4 第1 に規定する独立行政

関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政 法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法 (7) 国、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する個人情報の保護に 人から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利 利益を不当に侵害するおそれがないとき。

盤

ターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット

ターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット

の規定が適用されない個人情報について

行政機関個人情報保護法その他の法律の規定により

第3章の規定は、

2 8

(適用除外)

第53条

2~4 略

は、適用しない。

同法第4章

を除く。以下この条において同じ。)の規定により、第24条第1項本文 に規定する方法と同一の方法で自己の保有個人情報(保有特定個人情報 を除く。以下この頃において同じ。)の開示を求めることができる場合 第44条 法令等 (行政機関個人情報保護法その他実施機関が定める法令等 における当該保有個人情報の開示については、当該法令等の定めるとこ ろによる。 を除く。以下この項において同じ。)の開示を求めることができる場合 における当該保有個人情報の開示については、当該法令等の定めるとこ その他実施機関が定める法令等 を除く。以下この条において同じ。)の規定により、第24条第1項本文 に規定する方法と同一の方法で自己の保有個人情報(保有特定個人情報 (個人情報保護法 法令等 ろによる。

(適用除外)

 $^{\circ}$

個人情報保護法第5章第4節の規定が適用されない個人情報について その他の法律の規定により 個人情報保護法 第3章の規定は、 は、適用しない。 \mathfrak{C}

令和4年4月1日から施行する。

この条例は、

玄

(文書学事課)

栃木県条例第11号

栃木県青少年健全育成条例及び健康長寿とちぎづくり推進条例の一部を改正する条例

(栃木県青少年健全育成条例の一部改正)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 1条 栃木県青少年健全育成条例 (平成18年栃木県条例第41号) の一部を次のように改正する。

め 正 後	以
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
定めるところによる。 (1) 青少年 18歳未満の者	定めるところによる。 (1) 青少年 18歳未満の者 (婚姻により成年に達したものとみなされる)
(2 <u>)~(11)</u> 略	者を除く。)をいう。 (2)~(11) 略
 (役務提供契約に係る説明等) 第33条の2 機帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年イン 第33条の2 機帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年イン	(役務提供契約に係る説明等) 第33条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年イン

(23)

当該青 接続役務 (同条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をい 接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)又は携帯電話インターネット う。以下同じ。)の提供に関する契約(以下「役務提供契約」とい う。)の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者(以下「携帯電 話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、役務提供契約 (既に締結されている役務提供契約(以下「既契約」という。) の変更 を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該 少年の保護者に対し、書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 以下同じ。)により、携帯電話インターネット接続役務 は視聴する機会が生ずることその他知事が規則で定める事項を説明しな 以下この項及び次項において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若し くは代理をするに当たっては、当該役務提供契約の当事者又は当該役務 他人の知覚によっては認識することがで<u>きない方式で作られ</u>る記録で 定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の変更を伴うものに限る。 の提供を受けることにより、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、 提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、 あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。

ければならない。

(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)

何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児 **童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に** 関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ 及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識するこ ができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録 第42条の2

その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならな

(健康長寿とちぎづくり推進条例の一部改正)

の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する、 健康長寿とちぎづくり推進条例 (平成25年栃木県条例第70号) 8 洲

温 띰 改 で動喫煙の防止等、 後 出 改 (受動喫煙の防止等)

当該青 接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)又は携帯電話インターネット 接続役務(同条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をい う。以下同じ。)の提供に関する契約(以下「役務提供契約」とい 話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、役務提供契約 を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあっては、当該 既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等 (同条第7項に規 くは代理をするに当たっては、当該役務提供契約の当事者又は当該役務 う。)の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者(以下「携帯電 (既に締結されている役務提供契約(以下「既契約」という。) の変更 定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の変更を伴うものに限る。 以下この項及び次項において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若 提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、 少年の保護者に対し、書面

は視聴する機会が生ずることその他知事が規則で定める事項を説明しな により、携帯電話インターネット接続役務 当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、 の提供を受けることにより、 ければならない。

 $2\sim 5$

(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)

児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に 及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識すること 第2条第3項に規定する児童ポルノ 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等 ができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録 関する法律 (平成11年法律第52号) 第42条の2 童買春、 いう。

磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作 られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを ・その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならな

2 県は、市町村、健康づくり関係者及び事業者と連携し、受動喫煙が未

_、妊婦等の健康に及ぼす悪影響を防止するための取組が促進

成年者

第14条

されるよう、普及啓発等必要な施策を講ずるものとする。

第14条

- 2 県は、市町村、健康づくり関係者及び事業者と連携し、受動喫煙が<u>20</u> <u>歳未満の者</u>、妊婦等の健康に及ぼす悪影響を防止するための取組が促進 されるよう、普及啓発等必要な施策を講ずるものとする。

亖 逶

(施行期日)

- 令和4年4月1日から施行する。 この条例は、 (経過措置)
- 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号。以下「改正法」という。)附則第2条第3項の規定により成年に達したものとみなされる者に 関する第1条の規定による改正後の栃木県青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)の規定の適用については、なお従前の例による。 α
 - 改正法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第753条の規定によ り成年に達したものとみなされる者に関する新条例の規定の適用については、なお従前の例による。 က
- 4 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。

(人権・青少年男女参画課)

栃木県条例第12号

栃木県民生委員定数条例の一部を改正する条例

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 栃木県民生委員定数条例(平成26年栃木県条例第58号)の一部を次のように改正する。

	民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定により、民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	331人	394人		210人		7867	154人	
温	第4条第] f町村の区t								
出	第198号) に掲げるi								
及	民生委員法(昭和23年法律) 委員の定数は、次の表の左欄に の右欄に掲げるとおりとする。								
	民生委員法 委員の定数は、 の右欄に掲げる	足利市	栃木市	智	鹿沼市	智	小山市	真岡市	盤
五	(昭和23年法律第198号) 第4条第1項の規定により、民生次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表しなりとする。	347人	393人		213人		<u>304人</u>	<u>156人</u>	

時 下都賀郡壬生町		
郡芳賀町		(保健福祉)
(資都壬生町		(保健福祉部
 附 則 り条例は、令和4年12月1日から施行する。 県条例第13号 栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一 木県国民健康保険財政安定化基金条例の一 木県国民健康保険財政安定化基金条例の一 水県国民健康保険財政安定化基金条例の一 水県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28 の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後 改 正 後 		
 附 則 の条例は、令和4年12月1日から施行する。 :県条例第13号 栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一部 ボ・県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28 の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後 改 正 後 		
:県条例第13号 栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一: :木県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28 の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後 改正 後	部を改正する条例 年栃木県条例第1号)の の欄に掲げる規定に下締	
띰		1
		改 正 町
(処分) 第6条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業 合 <u>並びに同条第2項及び第4項</u> の規定により国民健康 り入れる場合に限り、処分することができる。	事業の財源に充てる場健康保険特別会計に繰	(処分) 第6条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げる事業の財源に充てる場合及び同条第2項 の規定により国民健康保険特別会計に繰り入れる場合に限り、処分することができる。
附 則 略 基金は、平成30年4月1日から令和6年3月31日ま 規定する場合のほか、法附則第25条に規定する資金の には、その一部を処分することができる。	<u>日</u> までの間、第6条に 金の財源に充てる場合	附 則1 略2 基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第6条に規定する場合のほか、法附則第25条に規定する資金の財源に充てる場合には、その一部を処分することができる。

(国保医療課)

栃木県条例第14号

都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例 都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例(平成15年栃木県条例第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	₹
(指定区域) 第2条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域 (以下この条において「指定区域」という。) は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域であって、原則として令 <u>第29条の9各号に掲げる</u> 域であって、原則として令 <u>第29条の9各号に掲げる</u> 域であって、原則として令第29条の9名号に掲げる	(指定区域) 第2条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域 (以下この条において「指定区域」という。) は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域であって、原則として令 <u>第8条第1項第2号ロから二までに掲げる土地の</u> 区域を含まないもののうち、知事が指定するものとする。 (1)・(2) 略
附 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	(報)
栃木県条例第15号 学校職員定数条例の一部を改正する条例 学校職員定数条例(昭和32年栃木県条例第29号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	iする。 tで示すように改正する。
改 正 後	改 正 前
(定数) 第3条 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校職員 4,833人 (2) 市町村立学校職員 11,451人 計 16,284人	(定数) 第3条 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校職員 4.869人 (2) 市町村立学校職員 11,555人 計 16,424人
2・3 略 M 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	2・3 略
64 64 7立学校職員給与 学校職員給与条例 7のように改める 9条の2、第9条)ように故正する。
	4

へき地学校等		へき地学校に 日光市立中宮祠小学校 準 ず る 学 校 茂木町立逆川小学校	日光市立中宮祠中学校
	1 級		日光市立小来川中学校
		日光市立三依小学校	日光市立三依中学校
		日光市立足尾小学校	日光市立足尾中学校
		那珂川町立馬頭東小学校	
		大田原市立須賀川小学校	
		佐野市立氷室小学校	
	2		日光市立栗山中学校
		日光市立湯西川小学校	日光市立湯西川中学校
特別の地域に	特別の地域に所在する学校		

(施行期日)

- 令和4年4月1日から施行する。 この条例は、
- (経過措置)
- この条例による改正後の栃木県公立学校 という。)の規定によるへき地手当の月額(以下「施行日以後のへき地手当の月額」という。)が施行日の前日にお けるへき地手当の月額(以下「施行日前のへき地手当の月額」という。)に達しないこととなるもの(新条例の規定によるへき地手当の支給を受け 施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する 場合においては、当該職員に係る施行日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間(新条例の規定に よるへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後)、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、 ないこととなる者を含む。)については、新条例の規定にかかわらず、 職員給与条例(以下「新条例」
 - この条例による改正前の栃木県公立学校職員給与条例別表第3に掲げられていた学校のうち、新条例別表第3に掲げられないこととなったもの は、施行日の前日に当該学校に勤務していた職員で施行日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給に 新条例第9条の3第1項に規定するへき地学校等又は特別の地域に所在する学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当 の月額の算定は、同項の規定にかかわらず、施行日の前日における当該職員の給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として行うものとする。

育委員会事務局総務課)

栃木県条例第17号

管理及び使用料条例の一部を改正する条例 栃木県体育施設設置、

別表8栃木県総合運動公園東エリア使用料の部(1)運動施設の款ア普通利用の場合の項(ウ)屋内水泳場の表を次のように改める。 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例(平成5年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。

屋内水泳場

9 時 ま で	を超える場合
簽	時間
4	2
\$ \$\$	場合
時	9
6	₩
湟	日 年
#	2
	用者

320日	日002
田087	日059
$\overline{}$	(
#10	tu
7	5
い つ に	C 21
回いっ	C 2 回
	~
回) E
回) E
(1人1回	人 1 回 4
下 (1 人 1 国	人 1 回 4
以下 (1 人 1 回	(1人1同
下 (1 人 1 国	(1人1同
等以下 (1 人1 回	の者 (1人1回

≕ 逶

令和4年4月1日から施行する。 この条例は、 教育委員会事務局スポーツ振興課)

栃木県条例第18号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 の一部を次のように改正する。 栃木県警察関係手数料条例(平成12年栃木県条例第12号)

第7条 県は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下この条において「法」とい う。)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につき 手数料の額 それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。 温 (銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料) 出 絮 改 빠 県は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下この条において「法」とい う。)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につき 手数料の額 それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。 後 (銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料) 出 褣 改 蚺 第7条

1,600円 法第7条第2項の規定に基づく許可証の 图 密 書換え $1 \cdot 2$ $4 \sim 14$ က

1,800円

法第7条第2項の規定に基づく許可証の

盤

 $1 \cdot 2$

密

 $4 \sim 14$

書換え

に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につき(特別の計算 第8条 県は、道路交通法(以下この条において「法」という。)の規 単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ同表の右欄 (道路交通法に関する手数料)

定める額の手数料を徴収する。

事務	手数料の額
1~3 略	
3の2 法第97条の2第1項第3号イに規定	1,450円(自動車安全
する認知機能検査(以下この条において	運転センターが行う研
「認知機能検査」という。)に従事しよう	修等のうち公安委員会
とする者に対する講習	が定めるものを受けた
	者に対する講習にあっ

	湖東)	(道路交通法に関する手数料)
定	第8条	第8条 県は、道路交通法(以下この条において「法」という。)の規定
輝	に基っ	に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につき (特別の計算
N	単位の	単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ同表の右欄に
	定める	定める額の手数料を徴収する。

手数料の額		1,400円			
事務	1~3 略	3の2 法第97条の2第1項第3号イに規定	する認知機能検査(以下この条において	「認知機能検査」という。)に従事しよう	とする者に対する講習

1,400円			
3の2 法第97条の2第1項第3号イに規定	する認知機能検査(以下この条において	「認知機能検査」という。)に従事しよう	とする者に対する講習

1 決第108条の2第2項の規定に基づく講習 1,350円以上6,450円以 0うち公安委員会規則で定めるものの実施 下の範囲内で加事が定 のうち公安委員会規則で定めるものの実施 下の範囲内で加事が定 のうち公安委員会規則で定めるものの実施 下の範囲内で加事が定 の種別に上にそれぞれ同麦の第3欄に造める区分に応じ、1件につき (特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ 同麦の第2欄にためる区分に応じ、1件につき (特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ 同麦の第4欄に定める配の手数料を徴収する。 中語者 種 別 区 分 手数料の額 日本数料 (特別の計算単位のあるものについてはその計算単位につき)それぞれ 同麦の第4欄に定める配の手数料を徴収する。 中語者 種 別 区 分 手数料の額 日本数料 (100円) 単語者 「種 別 区 分 手数料の額 日本数料 (100円) 単立を受け まうをす	ŀ
掲げる手数料 、 1 件につき っき)それぞれ 手数料の額 手数料の額 3,550円 3,550円	法第108条の2第2項の規定に基づく講習 1,33 うち公安委員会規則で定めるものの実施 下の める
申請者 手数料の 区分 手数料 1~5の2 略 部 認知機能検査手数料 立を受けようとする者 ようとする者	第一分で
1~5の2 略 5の3 認 認知機能検 知機能検 査手数料 査を受け ようとす る者	
5 0 3 認 認知機能検 知機能検 直手数料 直手数料 正文とす スプレー	
T .	

			5,100円
		(1)~(11) 略	(12) 洗第 小型特殊目 108条の2 動車免許以第1 項第 1 項第
で動種定者の全一除る公会をうちき車類さで限部部をた安の受とのる等をれ、定又の受め委審けす自の限たそのは解け、員査よる	7~11 略	12 法第108 講習手数料	条 1 定 講 け すの 項 に 習 よ るの 頃 に 習 よ るの よ を う 者 第 規 る 受 と
		(1)~(11) 略	(12) 法第 法第71条の 108条の2 5第3項に 第1項第 通正動車対 で3 講習 応免許(以 下この条に 下この条に かいて「普 応免許」と いう。)を 受けている 種(法第97 をの2第1 風第3号A 及びへに掲 に決第101条 の4第3項
で動種定者の全一除る公会をうもき車類さで限部部をた安の受とのる等をれ、定又の受め委審けす自の限たそのは解け、員査よる	7~11 略	12 法第108 講習手数料	条 1 定 講 け すの項 に習 よるの よ なう 者 男 る 受 と

17年(2022)年3月23日 小曜日 伽 小 宗 五 採	97120 J	(51
100円		
1000日 10		
行除 小顱外運は転けに習条項又ののも後に行殴 小顱外運は転けに習条項又のの事性の 特免第免に対対 の第はは 地口 は 第名に対ける ののは 第位 地方の は 第名に 対 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	条の7第4 項の規定に より認知機 能検査の結 果に基づい	うもの
行除 小動外運は転けに習条項又ののり検に行殴 小動外運は転けに習るう。型車の転第免て対)の第は4規認査基うる型車の転第免て対)の第は4規認査基うる型車の転第免て対)株免第免二許いす法の、禁許一許種をるる第第号1012に機結いの、殊計一計種をるる。	条画は記録を表してののは、観覧を表して、関節を表して、関節を表して、	イ介
		=
25,900円		
受を入り 調		
用者くす 普対受者条項若に又条項適るる第免は転め自免も受者 護国応けびの第し掲はのの用者。一許第名自免も受者 調白免に送りの第し掲はるの用者。一許第名の動許のけに習事計をのは、第定を受して対理を受け、 有		
		=

2,250円	2,250円 (当 該認知機能 放立の結果 か所令第39 数当するも のにあって は、4,450 円)
C41	2.250日 2.
() () () () () () () () () ()	10 10 10 10 10 10 10 10
~! \	

	(五元) (元 (元元) (元元) (元元) (元元) (元元) (元元) (元		
動車免許のみを受けている者に対するする講習(法第101条の規定によりり認知機能検査の結果に基づいて行うものに行うものに預る。)	(13) 法第108条の2第1 項第13号に掲げる講習 (14) 法第108条の2第1 項第14号に掲げる講習		
		13 略	柳
	12,500 ※ 12,500 ※ 12,500 ※ 13 ※ 13 ※ 13 ※ 13 ※ 13 ※ 13 ※ 13 ※ 13		
	(13) 法第108条の2第1 項第13号に掲げる講習 (14) 若年運転者講習 (15) 法第108条の2第1 項第15号に掲げる講習		
		13 略	妆

(34)

3~6	3~6 零
附 則 この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、	Eは、同年4月1日から施行する。 (警察本部運転免許管理課)
栃木県条例第19号 栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例 栃木県議会委員会条例(昭和37年栃木県条例第22号)の一部を次のように 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下滲) の一部を次のように改正する。 欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。
改 正 後	改正前
第13条 略	第13条 略
(出席の特例) 第13条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害の発生者しくはその他特別の事情により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、当該委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするをができる方法(以下「オンライン」という。)によって、委員会に参加させることができる方法(以下「オンライン」という。)によって、委員会に参加させることができる方法(以下「オンライン」という。)によって、委員会に参加させることができる。 2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の計可を得なければならない。 第1項の規定によりオンラインによって委員会に参加する委員がある場合において、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。 4 第1項の規定によりオンラインによって参加する委員がある場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。	
(秘密会) 第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 <u>ただし、第13</u> 条の2 (出席の特例) 第1項の規定によりオンラインによって参加する 委員がある場合は、秘密会とすることができない。	(秘密会) 第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。
M 則1~3 略4 平成31年4月1日から合和5年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1号中「経営管理部」とあるのは、「経営	M 則1~3 略4 平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1号中「経営管理部」とあるのは、「経営

附 則 この条例は、公布の日から施行する。				
栃木県条例第20号栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例栃木県議会の会期に関する条例(平成25年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	部を改正する条例 年栃木県条例第 1 号)の一部をど の改正後の欄に掲げる規定に下	-部を次のように改正する。 ごて様で示すように改正する。		
以 以	後		以出	温
別表 (第2条関係) 合和4年5月30日 合和4年6月1日 合和4年6月1日 合和4年6月3日 合和4年6月17日 合和4年6月17日 合和4年6月17日 合和4年9月21日 合和4年9月21日 合和4年10月19日 合和4年12月2日 合和4年12月2日 合和4年12月19日 合和4年12月19日 合和5年2月22日 合和5年2月22日 合和5年2月28日 合和5年2月28日 合和5年2月28日 合和5年3月15日		別表 (第2条関係) 合和3年6月1日 合和3年6月1日 合和3年6月1日 合和3年6月7日 合和3年6月7日 合和3年6月21日 合和3年9月22日 合和3年9月28日 合和3年9月28日 合和3年9月28日 合和3年11月30日 合和3年12月2日 合和3年12月7日 合和3年12月7日 合和3年12月7日 合和3年12月1日 合和4年2月21日 合和4年2月21日 合和4年2月24日 合和4年2月25日 合和4年3月8日 合和4年3月8日 合和4年3月18日		
附 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。) 5.			(議会事務局)